

広島県告示第四百五十三号

次の広島県告示で指定した特定農業用ため池の指定を解除した。

令和八年四月十六日

広島県知事 横 田 美 香

告示番号	令和二年広島県告示第五百一号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県安芸郡熊野町	瓶割池外一箇所（別表六のとおり）

告示番号	令和二年広島県告示第七百七十八号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県尾道市	夜打畑下池外二箇所（別表三のとおり）
広島県安芸高田市	峠池（別表五のとおり）
広島県安芸郡熊野町	友数西池（別表六のとおり）
広島県世羅郡世羅町	森田池外三箇所（別表八のとおり）

告示番号	令和二年広島県告示第八十八号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県広島市	奥梶名池外一箇所（別表一のとおり）
広島県尾道市	漆迫小池外一箇所（別表三のとおり）
広島県世羅郡世羅町	徳光池外一箇所（別表八のとおり）
広島県神石郡神石高原町	ひきのくぼ池（別表九のとおり）

告示番号	令和三年広島県告示第二十三号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県山県郡北広島町	藤井2号外一箇所（別表七のとおり）

告示番号	令和三年広島県告示第四百二十号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県呉市	谷本外七箇所(別表二のとおり)
広島県山県郡北広島町	川平池(別表七のとおり)

告示番号	令和三年広島県告示第六百号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県広島市	谷本(別表一のとおり)
広島県呉市	平田の池(別表二のとおり)
広島県府中市	次郎迫池(別表四のとおり)
広島県安芸高田市	末永池外一箇所(別表五のとおり)
広島県山県郡北広島町	迫田1号(別表七のとおり)
広島県神石郡神石高原町	馬場谷池(別表九のとおり)

告示番号	令和四年広島県告示第七百七十四号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県安芸高田市	矢ヶ谷池(別表五のとおり)

別表一から別表九までは、添付を省略し、広島県のホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局ため池・農地防災担当に備え置いて縦覧に供する。